

# 指定訪問看護ステーション重要事項説明書

医療法人 長生会  
訪問看護ステーションすくも

## 1. 事業者の概要

事業者名	医療法人 長生会
所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号
代表者名	理事長 大井田 二郎
連絡先	電話:0880-63-2101

## 2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション すくも	
所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号	
提供するサービス及び事業者指定番号	訪問看護 介護予防訪問看護	第3960990020号
管理者及び連絡先	今城 理奈	0880-63-0534
サービス提供地域	宿毛市 ※宿毛市以外の方でもご希望の方はご相談下さい。	

## 3. 事業の目的と運営方針

### (事業の目的)

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた要支援及び要介護状態の利用者に対して適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

### (運営方針)

- ① ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者	1名(訪問看護師を兼務)	
看護師	4名	
理学療法士		1名

## 5. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日から金曜日(祝日及び12月31日～1月3日までを除く。)

営業時間：8時30分～17時00分迄

※電話等により、24時間常時対応が可能な体制をとっています。

## 6. サービスの内容

- 1 訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等と密接な連携及び主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し実施します。
- 2 訪問看護の提供にあたっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画書等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとします。
- 3 訪問看護の提供にあたっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行います。
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 褥創の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア(介護予防訪問看護サービスは除く)
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置

## 7. 利用料

①介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、介護保険負担割合証に記載された額となります。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

### 介護保険給付基本料金表(利用料)

訪問看護費(1回につき) 看護師等	基本利用料※(注1)	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
(要支援)20分未満	3,030 円	303 円	606 円	909 円	
30分未満	4,510 円	451 円	902 円	1353 円	
30分以上1時間未満	7,940 円	794 円	1588 円	2382 円	
1時間以上1時間30分未満	10,900 円	1090 円	2180 円	3270 円	
(要介護)20分未満	3,140 円	314 円	628 円	942 円	
30分未満	4,710 円	471 円	942 円	1413 円	
30分以上1時間未満	8,230 円	823 円	1646 円	2469 円	
1時間以上1時間30分未満	11,280 円	1128 円	2256 円	3384 円	
理学療法士等	基本利用料※(注1)	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
(要支援* <sup>1</sup> ) 20分	2,840 円	284 円	568 円	852 円	
40分	5,680 円	568 円	1136 円	1704 円	
*2 60分	4,260 円	426 円	852 円	1278 円	
(要介護) 20分	2,940 円	294 円	588 円	882 円	
40分	5,880 円	588 円	1176 円	1764 円	
*3 60分	7,950 円	795 円	1590 円	2385 円	
<p>*1 利用開始時の属する月から12月超の介護予防訪問看護を行った場合は1回につき15単位を減算する。</p> <p>*2 1日3単位(60分)以上の場合は50/100</p> <p>*3 1日3単位(60分)以上の場合は90/10</p> <p>*2.3 理学療法士などの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合または特定の加算を算定していない場合は、訪問回数1回につき8単位減算する。</p> <p>※(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらも自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。</p>					
【加算】					
計画的訪問 割増加算(1日につき)	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)		深夜(22時～翌朝6時まで)		
	訪問看護費100分の25を加算		訪問看護費100分の50を加算		
特別管理加算 (1ヶ月につき)	(Ⅰ)	5,000 円	500 円	1000 円	1500 円
	在宅悪性腫瘍指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している方、留置カテーテルを使用している方				
	(Ⅱ)	2,500 円	250 円	500 円	750 円
人工肛門、人工膀胱、在宅酸素、褥瘡(真皮を超える)等の状態、点滴治療を週3回以上行う必要があると認められる状態					
長時間訪問看護加算 (1回につき)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
	特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)の利用者に対して、1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に上記単位数を加算します。				
ターミナルケア加算 (介護予防訪問看護サービスは除く)	25,000 円	2500 円	5000 円	7500 円	
	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者および家族等に対して説明を行い同意を得て、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアが行われた場合				
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (1ヶ月につき)	5,740 円	574 円	1148 円	1722 円	
	30分未満		要介護 471 円	要支援 451 円	
	30分以上1時間未満		要介護 823 円	要支援 794 円	
	1時間以上1時間30分未満		要介護 1,128 円	要支援 1,090 円	
	当該月において計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 1カ月内に2回目以降の緊急時訪問では早朝・夜間加算(25%)、深夜加算(50%)を算定 注) 早朝:6時～8時、夜間:18時～22時、深夜:22時～6時				

複数名訪問加算(Ⅰ)	2人の看護師等(看護師又は理学療法士等)が同時に訪問看護を行う場合に加算します。 (利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合)				
	30分未満	2,540 円	254 円	508 円	762 円
	30分以上	4,020 円	402 円	804 円	1206 円
複数名訪問加算(Ⅱ)	看護師等(看護師又は理学療法士等)が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。 (利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合)				
	30分未満	2,010 円	201 円	402 円	603 円
	30分以上	3,170 円	317 円	634 円	951 円
退院時共同指導加算 (1回につき)	入院若しくは入所中の者に対して主治医と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提出した場合に加算します。				
		6,000 円	600 円	1200 円	1800 円
初回加算(Ⅰ)	新規の訪問看護計画を作成した利用者に対して退院または退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を提供した場合に加算します。なお退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。				
		3,500 円	350 円	700 円	1050 円
初回加算(Ⅱ)	新規の訪問看護計画を作成した利用者に対して退院または退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合に加算します。なお退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。				
		3,000 円	300 円	600 円	900 円
看護体制強化加算(Ⅰ) (月1回)	利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算算定者割合が50%以上、特別管理加算算定者が30%以上(算定月の前6月において)とターミナルケア加算算定者が5名以上(算定月の前12月)であること。看護職員の割合が6割以上。				
		5,500 円	550 円	1100 円	1650 円
看護体制強化加算(Ⅱ) (月1回)	利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算算定者割合が50%以上、特別管理加算算定者が20%以上(算定月の前6月において)とターミナルケア加算算定者が1名以上(算定月の前12月)であること。看護職員の割合が6割以上。				
		2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護体制強化加算 (介護予防)	利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算算定者割合が50%以上、特別管理加算算定者が20%以上(算定月の前6月において)であること。看護職員の割合が6割以上。				
		1,000 円	100 円	200 円	300 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (1回につき)	所定単位数の5%				
	中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域(宿毛市)を越えて訪問看護サービスを行った場合に加算します。				
口腔連携強化加算 (月1回)	500 円				
	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得たうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回に限り加算する。				

● 特別訪問看護指示書が交付された場合:14日間は医療保険から給付

## ②利用料、その他の費用の請求方法および支払方法

- 1) 利用料及びその他の費用の額は利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- 2) 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者宛てに郵送またはお届けします。
- 3) 請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。  
(ア)現金支払い:訪問看護師にお支払いいただくか大井田病院受付窓口でのお支払いとなります。  
(イ)事業者指定口座への振り込み

四国銀行 宿毛支店	普通口座 0157962
医療法人 長生会 理事長 大井田二郎	

- 4) お支払いの確認をされましたら、領収書をお渡ししますので保管されますようお願いいたします。  
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

## 8. キャンセル

利用者がサービスの利用をキャンセルする場合はすみやかに次の連絡先までご連絡ください。  
連絡先(電話) : 0880-63-0534  
当日キャンセルとなった場合はキャンセル料として500円を徴収させていただきます。

## 9. サービスの提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認をいただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は、「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により必要に応じて変更することができます。

## 10. 相談窓口、苦情対応

① サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当院患者様相談窓口	電話番号	0880-63-0534
	FAX番号	0880-63-4792
	相談員(責任者)	今城 理奈
	対応時間	月～金 8:30～17:00 (祝日及び12月31日～1月3日を除く)

② 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

市町村介護保険 相談窓口	所在地	宿毛市	大月町	三原村
			宿毛市桜町2-1	大月町銚土603
	担当部課名	宿毛市福祉事務所	大月町保険介護課	三原村住民福祉課
	電話番号	0880-63-1114	0880-73-1700	0880-46-2111
	FAX番号	0880-63-0410	0880-73-1045	0880-46-2114
	対応時間	月～金 8:30～17:00		

※その他の地域の方は、お住まいの市町村介護保険相談窓口にお願いします。

高知県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	月～金 9:00～12:00・13:00～16:00

## 11. 秘密保持と個人情報の保護について

事業所の職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。事業所職員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針にのっとり適正な取扱いをいたします。また、当院での利用者の個人情報の利用目的は別紙のとおりです。

## 12. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、主治医、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行ない記録します。

## 13. 虐待防止に関する事項

利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 併設医療機関において開催される委員会に参加するとともにその結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境に努めます。  
事業者は、サービス提供中に当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

#### 14. 非常災害時の対応

警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が危険であると事業所が判断したときには、サービスの提供を中止する場合があります。

#### 15. 衛生管理等に関する事項

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとし、また事業所において感染症が発生、またはまん延しないように各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 併設医療機関において開催する委員会に参加するとともにその結果について従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための整備に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 16. 業務継続計画の策定に関する事項

1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 17. 身体拘束の適正化に関する事項

- 1 併設医療機関において開催される委員会に参加するとともにその結果について周知徹底を図ります。
- 2 利用者又はその家族の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わないこととします。
- 3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載し対応します。

#### 18. その他

従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

- ①採用時研修 採用後3カ月以内
- ②継続研修 年1回以上

#### 19. 第三者評価の実施状況 : 実施なし

#### 【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

事業所 所在地 高知県宿毛市中央8丁目3番6号  
名称 訪問看護ステーションすくも  
説明者 印

指定訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意いたします。

利用者 住所  
氏名  
代理人 住所  
氏名